

第 2 2 回健康投資W G 事務局説明資料③

(アクションプラン2019の進捗を踏まえた アクションプラン2020の方向性について)

令和元年 1 2 月 1 9 日

経済産業省 商務・サービスグループ

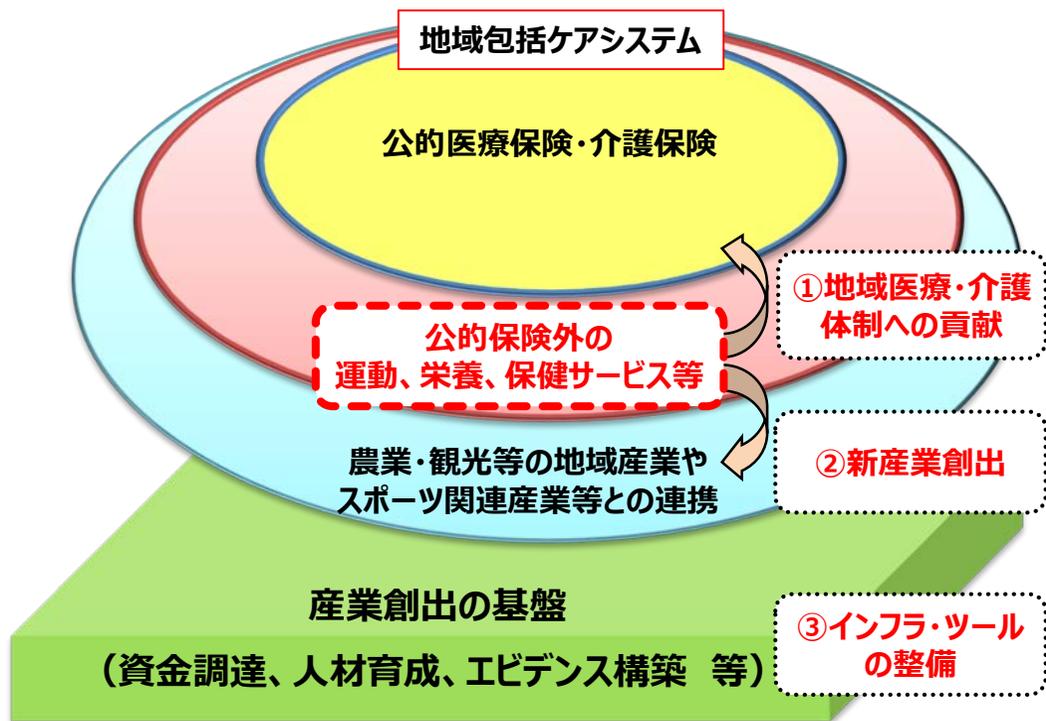
ヘルスケア産業課

ヘルスケア産業政策の基本理念及び アクションプラン2020に向けて

次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

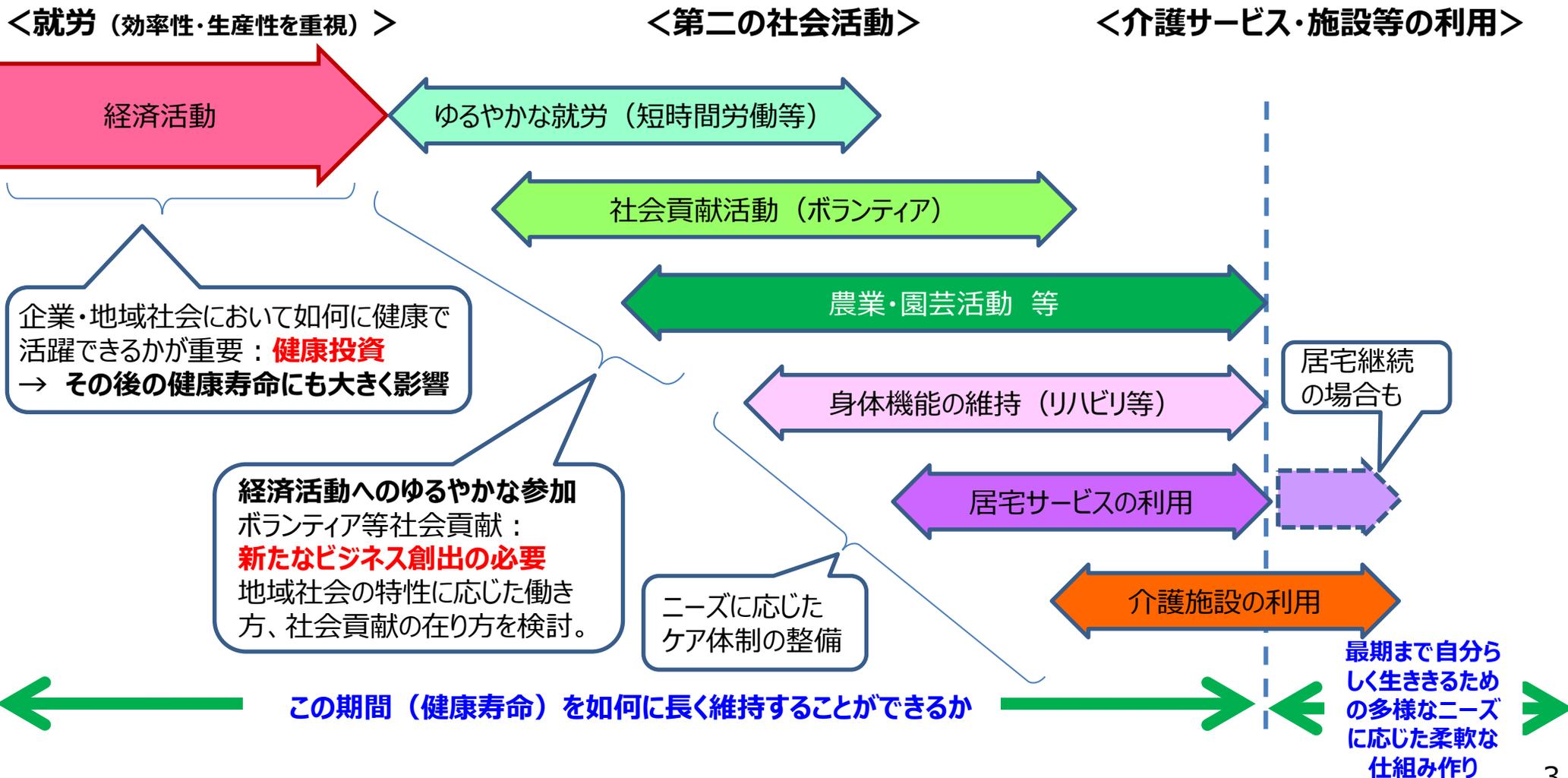
- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成し、『あるべき医療費・介護費の実現』につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「あるべき医療費・介護費の実現」につなげる。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



ヘルスケア産業政策の基本理念 ～生涯現役社会の構築～

- 誰もが健康で長生きすることを望めば、社会は必然的に高齢化する。 → 「超高齢社会」は人類の理想。
- 戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が約50歳から約80歳に伸び、「人生100年時代」も間近。
- 国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が必要。



次世代ヘルスケア産業協議会「アクションプラン2019」の全体像

ヘルスケア産業政策の基本理念

誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、これに貢献するヘルスケア産業を育成し、国民生活の向上につなげる。

生涯現役社会に向けた施策検討

- 予防に関する取組を進めた場合の将来の経済・社会へのインパクト分析を踏まえた「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の整備に向けた政策の方向性を検討
- 「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現に向け、地域実証の他、テーマごとの研究班立ち上げや、中長期の研究開発等の検討及び技術インテリジェンス機能のあり方を検討
- 公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方について検討

身体の壁 (健康経営の推進)

環境整備等

- 【健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備】
 - 健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブや企業業績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果の紹介等の揭示、企業における「健康投資額」の見える化の検討
- 【健康経営の質の向上に資する施策の展開】
 - 「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直し
 - ヘルスケアビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策による新たなサービスの育成等を活用した健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進
 - 健康経営施策における健康スコアリングの位置づけを検討し、事業主と保険者のコラボヘルスが更に促進できる環境を整備

大企業

- 【健康経営銘柄の継続的实施と基準等の見直し等】
 - 「健康経営度調査」を活用し企業実績等と健康経営の関係性を分析
 - 健康経営を実践する企業が資本市場から評価される機運の醸成
- 【日本健康会議等との連携による裾野の拡大】
 - 健康経営を実践する企業の見える化のため「500社公表」を継続

中小企業

- 【顕彰制度を中心とした中小企業等への展開】
 - 中小企業等に対する認知度調査の継続実施、地域が推進する健康経営施策への連携・支援

事業者の育成

- 【企業・保険者と民間サービスのマッチング】
 - 日本健康会議と連携し、データヘルス見本市等を実施
- 【複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進】
 - 保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備
- 【職域における運動習慣の構築】
 - 通勤時間等を活用した運動・スポーツ習慣づくりの推進

フラン

- 【保険者への健康増進等を促進するインセンティブ制度の実施】
 - 保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度を着実に推進
 - 国保保険者努力支援制度を着実に実施

価値観の壁 (健康情報活用による行動変容等)

健康情報

- 【個人の行動変容を促す仕組みづくり】
 - 健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を推進
- 【Personal Health Recordサービスの普及展開】
 - 疾病・介護予防や生活習慣病の重症化予防に資するPHRサービスの普及展開に向けた調査の実施
- 【自治体等における予防等サービスの活用環境整備】
 - 自治体等が健康予防事業等を行う際の手段として、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の導入を更に推進

選択肢の壁 (新産業の創出・利活用の促進)

事業支援

- 【生涯現役社会の構築に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備】
 - 生活習慣病やフレイル、認知症等の一次・二次・三次予防に係る取組を他職種連携で切れ目なく進めるために、一次予防に着目した環境づくりや地域版協議会を活用した地域におけるヘルスケア事業の促進
 - 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドライン策定支援、認知症に関する製品・サービスの効果検証を進めるとともに社会実装を図るための官民連携の促進

事業環境整備

- 【ヘルスケア産業創出に向けた事業環境整備】
 - 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスを通じた地域版協議会の機能が発揮できる環境の整備
 - ヘルスケア・イノベーションハブの設置、ヘルスケアビジネスコンテスト、国際的なビジネスマッチングイベントの開催
 - 地域と職域の連携を促進するとともに、地域資源を活用した自然に健康になれる環境整備を推進

健康地域資源×

- 【食・農×健康】
 - 健康情報・食習慣等のデータ集積と健康産業創出
 - 地域食品事業者と連携した食関連ヘルスケアの推進
- 【観光×健康】
 - 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進
 - 他職種連携による温泉地を活用した取組の推進
- 【スポーツ×健康】
 - 職域における運動習慣の構築やスポーツ文化ツーリズム等の推進
- 【コンパクトなまちづくりの推進】
 - 高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進等の観点から、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進

情報の壁 (サービスや品質の見える化)

情報提供

- 【地域高齢者の多様なニーズを満たす保険外サービスの普及・促進】
 - 公的保険内外のサービスの組み合わせに関する取扱いの周知や、全国の保険外サービスの好事例の収集・周知を実施
- 【ヘルスケアサービスの社会実装に要する支援策の提供】
 - ヘルスケアサービスの社会実装に必要な支援策等の情報を集約と周知
- 【地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスによる情報提供】
 - 経済産業省をはじめとした関係省庁の施策に関する情報発信の推進

アクションプラン2020の基本方針・具体的施策について

- アクションプラン2020の基本方針や具体的施策については、第2期健康・医療戦略に準拠した形で、策定に向けた議論を行っていく。
- アクションプラン2020の基本方針については、以下の(1),(2)の2本柱としたい。

アクションプラン2020の基本方針（案）

（1）予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築

・ 公的保険外のヘルスケア産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム（多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目無く結びつき、個人の行動変容の促進やQOLの向上に資するシステム）」の構築を目指す。

（2）新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築

・ 製薬産業、医療機器産業、介護福祉機器産業やその他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、総合的な健康・医療関連産業の振興を目指す。

・ ベンチャー企業等によって革新的なイノベーションが創出されるとともに、既存の健康・医療関連産業にとどまらず、異業種企業や投資家等の幅広い関係者による健康・医療分野への投資や新たな事業創出が促進されるよう、セクターを超えた連携の強化や産業ビジョンの共有等によるイノベーション・エコシステムの構築を図る。

健康・医療新産業創出にむけて

※令和元年12月5日時点 健康・医療戦略 第2期（案）より

1. 現状と課題

世界に先駆けて、超高齢社会が進展

- 人生100年時代の到来
- 取組みにより、「高齢者」像が変化しうる時代に
- 健康寿命と平均寿命に約10年の差

NCDs（老化に伴う疾患/生活習慣病）の拡大

- 診断・治療に加え、予防の重大性が増大
- 疾病と共生するための取組も重要

産業構造の変化

- グローバルなイノベーション競争
- 我が国のヘルスケアベンチャー企業の遅れ
- 多様化するヘルスケアサービスへのニーズ
- Society5.0の重要分野としての健康・医療

2. 今後の方向性

予防・進行抑制・共生型の
健康・医療システムの構築



総合的な健康・医療新産業創出に向けた
イノベーションエコシステムの構築

3. アクション

健康投資WG

新事業創出WG

イノベーションネットワークワーキング促進WG（仮）

職域・地域・個人の健康投資の促進

- 1. 職域の健康投資の促進**
 - ✓ 健康経営顕彰制度の運営
 - ✓ 健康経営の資本市場からの評価指標策定
 - ✓ コラボヘルスの推進
 - ✓ 健康経営のISO化
- 2. 予防・健康づくりのインセンティブ**
 - ✓ 後期高齢者支援金の加算・減算制度のインセンティブ措置の強化
 - ✓ 国民健康保険の保険者努力支援制度のインセンティブ措置
 - ✓ 官民インセンティブの具体化
 - ✓ ヘルスケアポイント等の個人インセンティブ付与につながる保険者の取組支援
- 3. 地域・職域連携の推進**
 - ✓ 継続的・包括的な保健事業の推進

新市場・総合的なヘルスケア産業の創出支援

- 1. ヘルスケアサービスの品質評価の取組**
 - ✓ 業界自主ガイドラインの策定支援
 - ✓ 民間機関による第三者認証の実施支援・活用促進
 - ✓ 流通構造の確立に向けた環境整備
- 2. イノベーションの社会実装**
 - ✓ 予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積
 - ✓ IoT、AI、ロボット等の新技術の医療・介護現場へのサービス導入支援
 - ✓ ICT等を活用した医療機器の有効性・安全性等の評価指標の策定
 - ✓ IoT機器の安全性・機能等の評価手法の策定
 - ✓ パッケージ型ヘルスケアソリューションの創出支援
 - ✓ 民間事業者によるデータ相互運用性やデータ項目の標準化を推進
- 3. 公的保険サービスと公的保険外サービスの連携**
 - ✓ 公的保険サービスの担い手と公的保険外サービスの提供の連携環境整備
- 4. 健康な食、地域資源の活用**
 - ✓ 免疫機能の改善などを通じた保健用途における新たな表示の実現
 - ✓ 「健康に良い食」のより高度な流通生産システムの実現
- 5. スポーツ、観光**
 - ✓ スポーツ医・科学の研究成果の活用、地域のスポーツツーリズム促進
- 6. まちづくり、住宅**
 - ✓ コンパクトで歩きたくなるまちづくりの推進、公共交通の充実
 - ✓ 高齢になっても健康で安心して暮らせるような住まいの整備・活用

イノベーションエコシステムの強化

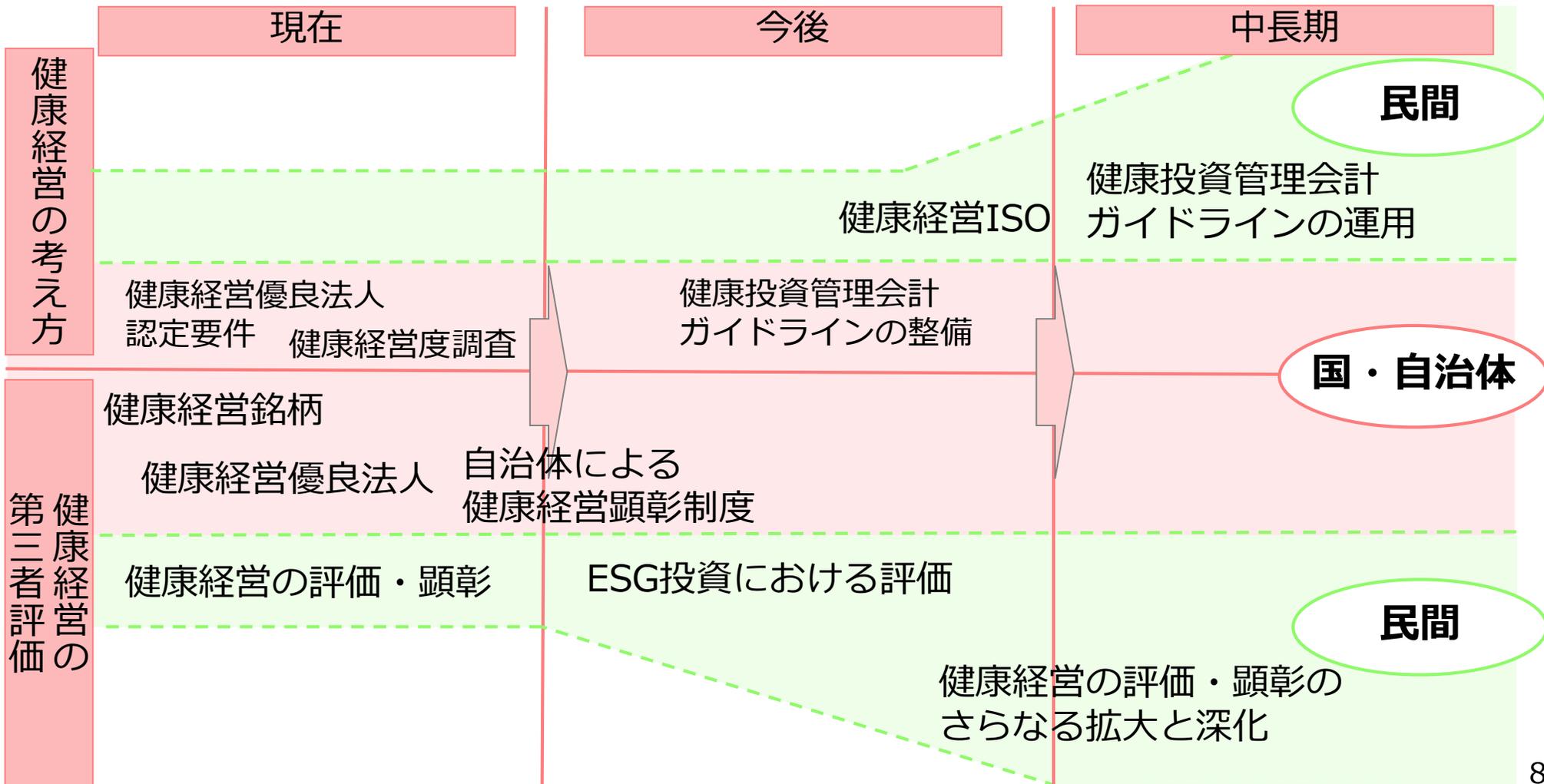
- 1. 地域に根差した健康・医療新産業の活性化**
 - ✓ 「地域版ヘルスケア産業協議会」設置促進
 - ✓ 国と自治体の連携促進
- 2. 官民ファンド等による資金支援**
 - ✓ ベンチャー等の研究開発から実用化に至る投資の促進
 - ✓ 官民ファンドの投資ノウハウの地域金融機関等への移転
 - ✓ バイオベンチャーの資金調達の課題解決に向け、取引所等の関係者と対応を検討
 - ✓ Healthcare Innovation Hub（InnoHub）の活用によるベンチャー支援や新規参入の促進及び国内外からの投資の呼び込み
- 2. 産学官連携による戦略的取組**
 - ✓ 異業種からの参入促進
 - ✓ 産官学連携による社会実証、基準作り等の協調領域の取組の促進
 - ✓ 薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価

1. 職域の健康投資の促進

①健康投資管理会計ガイドライン

健康経営の将来像について

- 健康経営が今後更に普及拡大するためには、健康経営が全ての企業において当たり前のものとなる、すなわち、「健康経営」の概念が自走していく必要がある。
- 「自走」には①健康経営の考え方の自走化 ②健康経営の顕彰制度の自走化 の2つの段階がある。
- 自走化に向けた検討の一つとして、現在健康投資管理会計ガイドラインの整備等を「健康投資の見える化」検討委員会で議論している。



「健康投資の見える化」検討委員会

- 健康経営が今後更に普及拡大するためには、企業が自発的に健康経営のPDCAサイクルを回し、投資対効果を評価・分析し、その結果を非財務情報として社外に開示していくことが必要であり、そのフォーマットとして健康投資管理会計ガイドラインを策定することとなっている。
- そのため、ガイドラインの策定及び健康投資を促進するための議論を公開の場で行うべく、**健康投資WGの元に、経済産業省が事務局となり、「健康投資の見える化」検討委員会を設置**する。

議題

1. 企業の健康投資の金額（量）や内容（質）を「見える化」するための取組（**資本市場への働きかけ、健康投資管理会計ガイドラインの作成**）
2. 企業の健康投資をより促進するための**インセンティブ措置の検討**

スケジュール

※ **まずは健康投資や健康投資効果等の枠組みを議論し、対外的な活用・外部からの評価についての議論へ進む**

| | | |
|-------------------------|-------------------|----------------------|
| 9月27日（金） 10:00-12:00 | 第1回検討委員会 | … 目的、全体像、論点整理について |
| 11月14日（木） 10:00-12:00 | 第2回検討委員会 | … 健康投資の考え方について |
| 12月6日（金） 10:00-12:00 | 第3回検討委員会 | … 健康投資効果の考え方について |
| <12月19日（木） 13:00-15:00 | 第22回健康投資WG> | |
| 来年1月30日（木） 10:00-12:00 | 第4回検討委員会 | … 対外的な活用、外部からの評価について |
| <来年3月27日（金） 13:00-15:00 | 第23回健康投資WG> | |
| <来年4月頃 | 第9回次世代ヘルスケア産業協議会> | |
| 来年4月頃 | とりまとめ（予定） | |

- ※ **委員会は原則、公開**とする。ただし、個社の機密情報を取り扱う場合には非公開にすることとする。
- ※ **委員会の資料及び議事要旨は原則として公表**する。ただし、委員会の委員長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公開しないものとする。

健康投資管理会計ガイドラインの概要、目的①

- 企業における健康経営の取組段階はさまざまであり、まだ始めていない企業から、始めたばかりの企業、さまざまな取組の結果効果を出している企業までいる。
- 当該健康投資管理会計ガイドラインについては、**主に健康経営を既に取り組み始めていて、効果分析や評価方法を模索している企業が利用するもの**とし、健康経営をまだ始めていない企業等については既に公開されている手引きの利用を期待。
- 企業の健康投資には①義務的なもの、②自主的なもの、の2つに主に分類されると考えられるが、**当該ガイドラインを活用する企業は、特に②自主的なものに投資を既に行っている企業**であり、効果的な投資方法や投資の拡大方法等について当該ガイドラインを利用し、分析・評価いただきたい。

健康経営の取組段階

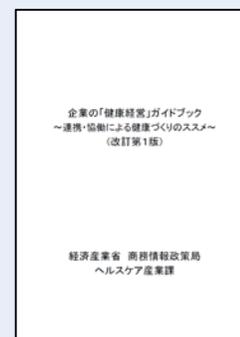
健康経営をまだ始めていない企業

健康経営を始めたばかりの企業

健康経営のPDCAを回している企業

健康経営の効果や評価を社外開示している企業

健康経営に関する手引き等を活用いただき、PDCAを回すことを意識して取り組むことを期待



企業の「健康経営」ガイドブック（改訂第1版：平成28年4月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei-guidebook2804.pdf



健康経営ハンドブック2018（平成30年7月）
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukeiei_handbook2018.pdf

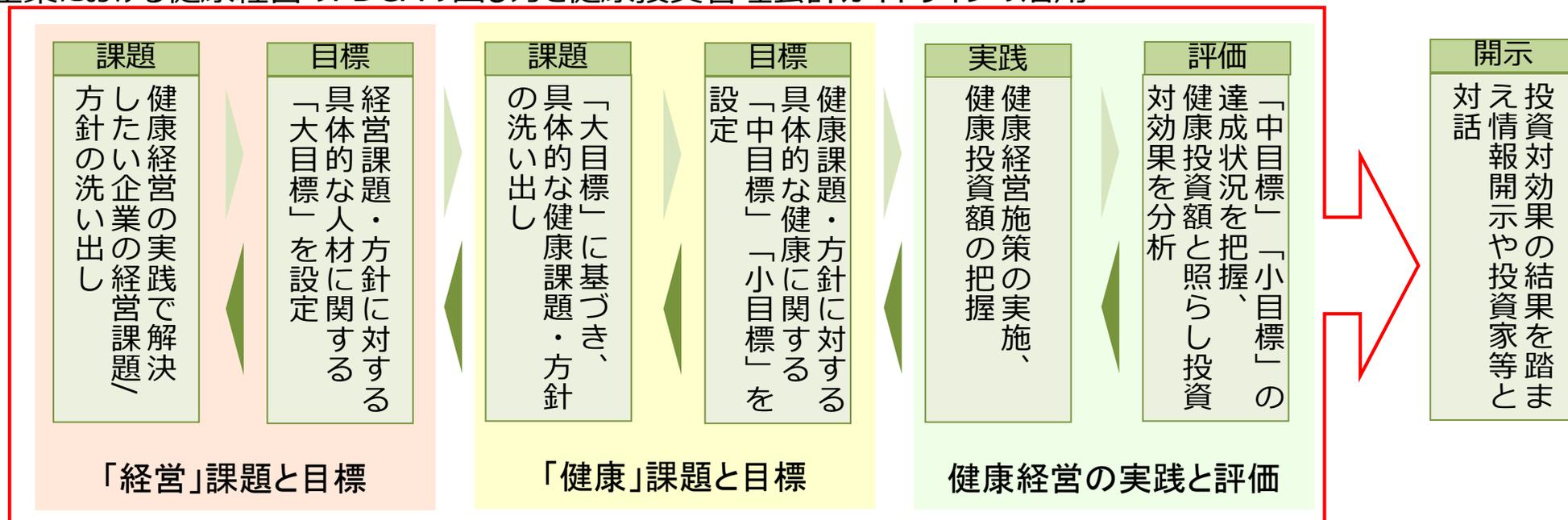
令和元年度健康経営度調査（令和元年8月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/2019choshohyo_sample.pdf

今回策定する健康投資管理会計ガイドラインを活用し、主に自主的な健康投資についての効果的な投資方法や投資の拡大方法を社内で分析・評価する、或いは、投資対効果の結果や評価を社外開示していくことを期待

健康投資管理会計ガイドラインの概要、目的②

- 企業が健康経営のPDCAを回す上では、課題や目標を設定し、その上で健康投資管理会計ガイドラインを活用して健康経営及び健康投資の分析・評価を行っていく。
- 企業が健康投資管理会計ガイドラインを活用する主な目的は以下を想定。
 - ① 自社内で健康経営の投資対効果を分析、評価するため（全ての企業等が対象）
 - ② 健康経営に取り組む企業が適切な情報開示を行い、資本市場で評価されるため（上場企業が対象）
- ガイドラインは企業に義務として課すものではなく、あくまで企業が自主的に取り組むもの。なお、投資が多ければ多いほど良いというような見え方にならないよう留意が必要。

企業における健康経営のPDCAの回し方と健康投資管理会計ガイドラインの活用



⇒健康投資管理会計ガイドラインでは、全体のPDCAを回すための投資対効果の分析方法、評価の開示方法を記載する₁₁

健康投資管理会計ガイドラインの構成（素案）

0. はじめに

- (1) 健康投資管理会計ガイドラインの背景
- (2) 健康投資管理会計ガイドラインの目的・必要性

1. 健康投資管理会計とは

- 1.1 健康投資管理会計の定義
- 1.2 健康投資管理会計の役割
- 1.3 健康投資管理会計の要件
- 1.4 健康投資管理会計の構成要素

2. 健康投資管理会計の基本事項

- 2.1 健康投資管理会計において基本となる重要事項
- 2.2 対象となる期間と集計範囲

3. 健康経営戦略について

- 3.1 健康経営戦略策定の必要性
- 3.2 留意点

4. 健康投資の考え方

- 4.1 健康投資の範囲
- 4.2 投資額の問題
- 4.3 健康投資の集計方法

5. 健康投資効果の考え方

- 5.1 概要
- 5.2 分類
- 5.3 指標と算出方法
- 5.4 投資対効果の分析方法

6. 健康資源の考え方

- 6.1 概要
- 6.2 分類
- 6.3 指標と算出方法

7. 企業価値の考え方

8. 社会的利益の考え方

9. 健康投資管理会計に関する情報の開示

10. 内部管理のための活用

項目を含め
詳細検討中

健康投資管理会計作成準備作業用フォーマットについて

- 健康投資管理会計を作成するためには、準備として構成要素を整理・把握することが必要。これに用いる作業用フォーマット（Excel形式）の検討を進めている。

①戦略マップ

- 健康経営によって解決したい経営課題と、健康課題解決のためのアウトカム、それを実現するための健康投資の因果関係を見える化し、**内部のPDCAを回すための材料とすることを目的**としたシート。
- 加えて、**経営課題と健康投資との結びつきを見える化**することで、企業の健康経営戦略のストーリー性を高め、**外部からの評価を目的**として作成する。

②投資シート

- 各年で自社として**健康投資をどのくらい行っているかを見える化**することを目的としたシート。**内部管理を目的**とし、作成する。
- 実際にお金をかけて行っている投資のほか、目的に応じて担当者の業務時間など人的投資についても貨幣価値に落とし込み、健康経営にかけている投資額を把握する。

③効果シート

- **健康投資の成果として現れる効果の見える化**を目的としたシート。**内部管理を目的**とし、作成する。
- 短期的な成果であるパフォーマンス指標や中間的效果指標と、中長期的な成果（＝戦略マップにて健康経営の目標として設定している成果）であるアウトカムで構成される。

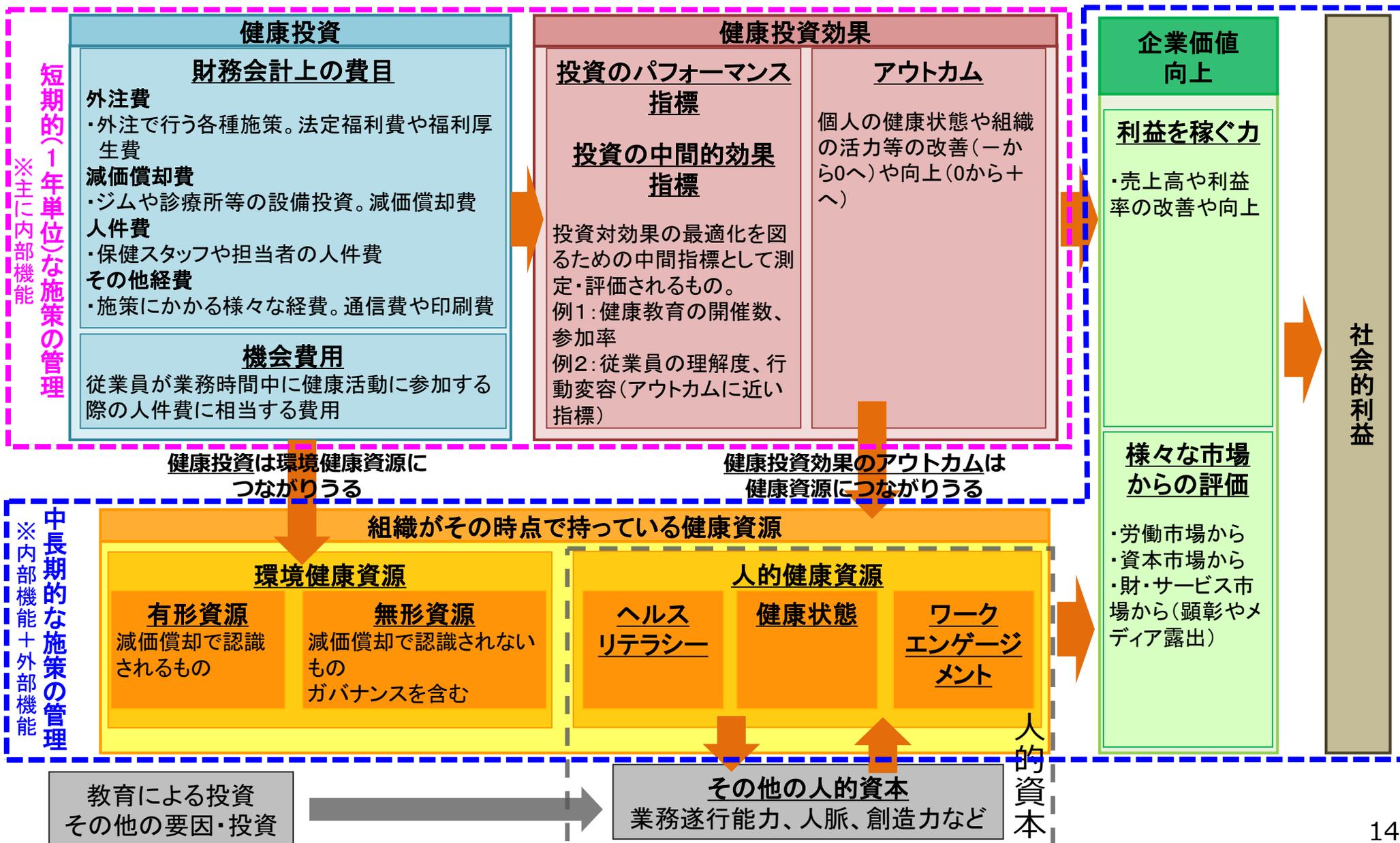
④健康資源シート

- 毎年の健康投資の結果、**自社に蓄積された健康資源を見える化**することを目的としたシート。**内部管理に加え、外部からの評価も目的**として作成する。
- 有形、無形の「環境健康資源」、人的な資源である「人的健康資源」を健康資源と見なし、見える化の対象とする。

健康投資管理会計の枠組み（案）

「第3回 健康投資の見える化検討委員会」資料より

- 「短期的」「中長期的」な視点と、「内部機能」「外部機能」の視点から枠組みを整理した。



健康経営に関連する企業へのインセンティブ措置について

● 健康投資の見える化によって、比較可能性や企業のガバナンスが明確になり、健康経営を促進していく官民が提供するインセンティブ措置がさらに推進できるのではないか。

 すでに健康経営と連動した施策
 見える化を通じてさらに措置が検討できるインセンティブ措置

| | | | 金融市場 | | 労働市場 | | 財・サービス市場 | | 企業の社会的責任 | | その他 |
|--------------|-------|------|-------------------------|------|-----------------|------|------------------|--------|----------------|------|--------------------------------|
| | | | 直接金融 | 間接金融 | 法令義務 | 労働市場 | 行政 | 取引先・顧客 | 地域社会 | 国際標準 | 税・社会保障 |
| 上場企業 | 非上場企業 | 中小企業 | | | | | | | | | |
| 官民ファンドによる投資 | | | M & A等での「のれん」代への反映手法の開発 | | 企業保険の保険料や付保率の変更 | | ハローワークやHPでの取組の公表 | | 健康経営優良法人認定制度 | | 後期高齢者支援金 加減算制度 (労働費用の低減) |
| | | | 民間投資(株・資本金等) | | | | | | | | |
| 事業承継における企業評価 | | | 政策金融(低金利、利子補給) | | 政府・自治体調達要件への追加 | | 補助金審査の加点 | | 責任投資原則評価制度への活用 | | 健康経営ISO認証の認定 |
| | | | 民間における顕彰・格付け制度 | | | | | | | | |
| 広告等での取組アピール | | | 民間における顕彰・格付け制度 | | 政府・自治体調達要件への追加 | | 補助金審査の加点 | | 責任投資原則評価制度への活用 | | 健康経営ISO認証の認定 |
| | | | | | | | | | | | |
| 官民ファンドによる投資 | | | M & A等での「のれん」代への反映手法の開発 | | 企業保険の保険料や付保率の変更 | | ハローワークやHPでの取組の公表 | | 健康経営優良法人認定制度 | | 後期高齢者支援金 加減算制度 (労働費用の低減) |
| | | | 民間投資(株・資本金等) | | | | | | | | |
| 事業承継における企業評価 | | | 政策金融(低金利、利子補給) | | 政府・自治体調達要件への追加 | | 補助金審査の加点 | | 責任投資原則評価制度への活用 | | 健康経営ISO認証の認定 |
| | | | 民間における顕彰・格付け制度 | | | | | | | | |

第4回に向けた論点（健康投資管理会計の対外的な活用に向けて）

- 第1回～第3回でご議論いただいた健康投資の範囲や投資対効果の枠組み等の論点に加えて、第4回以降は**健康投資管理会計の対外的な活用に向けた議論**を進めていく。
- 特に資本市場の視点からの評価をいただくべく、**投資家の方に議論へ参加いただく**予定。

外部機能について

- ①対外的な活用の目的に応じて、以下の点をどう捉えるか
（金融市場、税・社会保障、労働市場、財・サービス市場、企業の社会的責任の各々の観点から）
 - i. 健康投資管理会計の要素（健康資源、投資、効果、戦略マップ等）のうち、どの部分をどの程度開示するか。
 - ii. 開示情報の真実性の担保をどこまで求めるのか。
 - iii. どのような開示方法（統合報告書、企業HP、対話等）を採るべきか。
 - iv. 開示フォーマットや評価指標のあり方は。
- ②開示主体の属性（法人の規模、法人の性格）に応じた留意事項はないか。
- ③その他開示に伴う不適切な影響を避けるための留意事項はないか。（例：投資額の多寡のみを開示するような場合をどのように評価するか。

制度的なインセンティブ措置について

- ①企業にとってどんなインセンティブ措置が必要か。企業側にはどんなニーズがあるのか。
- ②健康投資管理会計の開示を実施することで、どのようなインセンティブ措置が可能となるのか。
- ③民間が開示情報を活用してインセンティブ措置を作る場合、どういった情報を必要とするのか。
- ④様々なインセンティブ措置の中で、国においてさらに立ち上げていくべきインセンティブ措置としてはどのようなものがあるのか。

(参考) 健康投資の見える化検討委員会における議論の状況

- 議論の進め方として、まずは健康投資や健康投資効果等の枠組みを議論し、対外的な活用・外部からの評価についての議論へ進む手順として議論を開始。
- 第1回～第3回において、健康投資や健康投資効果の構成要素や枠組みについての議論を実施。検討委員会でのご議論やご指摘に加え、検討委員会後にお寄せいただくご意見等も踏まえて、今後、更にガイドラインの作成を進める。
- ガイドラインでは、健康経営に関する取組を経営層とともに体系的に把握して推進するための健康投資管理会計作成準備作業用フォーマットも用意する。

ガイドラインへの反映や検討が必要な検討委員会でのご意見
全体論として検討すべきもの（一部）

- どんなに良いガイドラインを作っても、内容が困難で皆に広く使ってもらえないものになっては意味が無い。一つの企業の中でも情報を対外的に公表する財務・経理部門や健康管理の人事部など様々な部門間の連携が必要。皆が使いやすい形にすることが必要。
- PDCAサイクルを回すために使う機能も大事であるが、健康経営の施策と経営課題・経営戦略を結びつけて考えるようにする機能に価値があるのではないか。投資家は、まずは消費者や顧客に企業がアピールできているかどうかを見る。そして、経営層が関わって企業価値の向上のためやっているか評価する。

1. 職域の健康投資の促進

②複数の企業・保険者間における健康経営の取組

コラボ-コラボヘルスのモデル

- 健康経営の更なる普及と質の向上のため、複数の企業・保険者が共同で事業を行うコラボ-コラボヘルスのあり方を検討してきた。
- 複数の企業・保険者が集まることによる成果は様々なものが考えられるが、**予防の効率的な推進**を成果と捉え、
①企業と保険者（コラボヘルス実施者） ②医師（産業医）・保健スタッフ ③医師（かかりつけ医） ④データヘルス事業者等 の**協力モデル**をコラボ-コラボヘルスのあり方の一つとし、実証事業を行いたい。

【協力による成果】

企業が持つデータと保険者が持つデータを活用し、地域の医師と協力することで、効果的な介入方法を検証・選択できる。これにより、予防を効率的に推進でき、企業は負担軽減や生産性の低下抑制等、保険者は医療費適正化等のメリットを得られる。

【協力モデルにおけるそれぞれの主な役割】

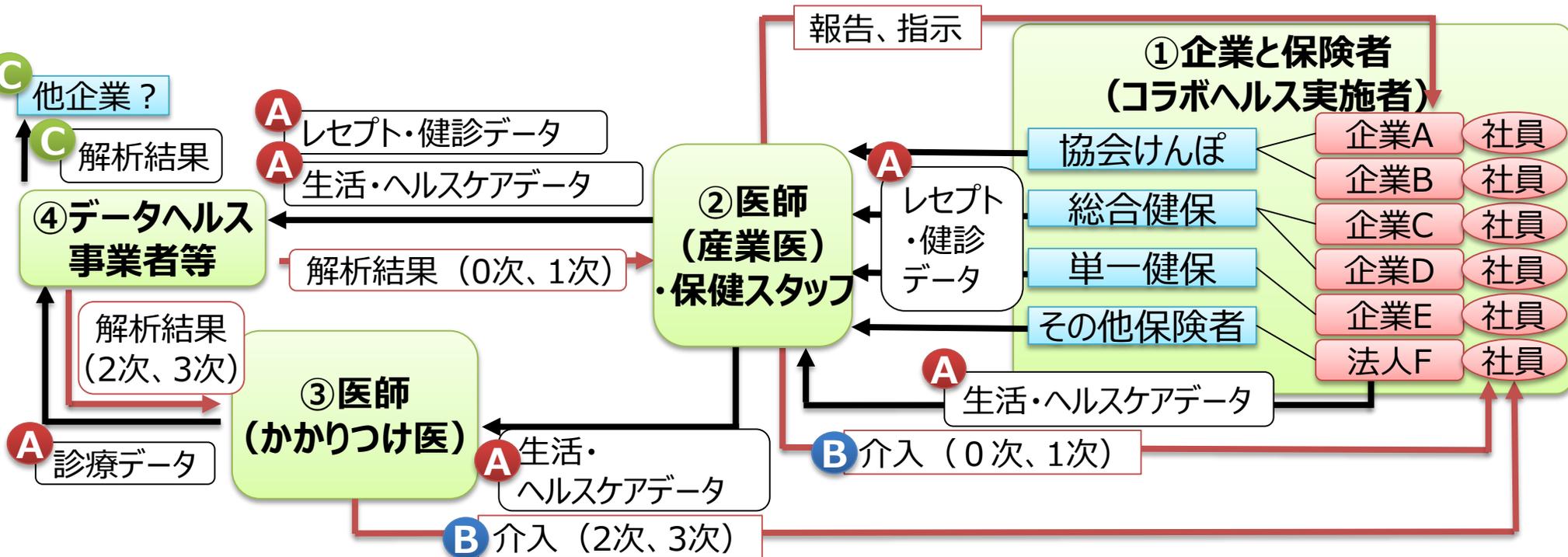
| | |
|------------------------|---|
| ①企業と保険者 (コラボヘルス実施者) | 企業が持つ定期健診、生活データ等と、保険者が持つレセプトデータ、特定健診データ等を突合し、一元的に保持する。 |
| ②医師（産業医）・保健スタッフ | 企業と保険者のデータと、事業者等の解析結果を元に、介入（0次・1次）を行う。また、重症化予防が必要な従業員に対しては医師（かかりつけ医）への受診を促すとともに、生活データ・ヘルスケアデータ等を医師に提供する。 |
| ③医師（かかりつけ医） | 産業医等からのデータと、事業者等の解析結果を元に、介入（2次・3次）を行う。 |
| ④データヘルス事業者等 | データ解析を行い、産業医等と協力した介入（0次・1次）と、医師（かかりつけ医）と協力した介入（2次・3次）を行う。複数の企業と保険者を連携させる際のハブとなることも想定される。 ※経営課題・健康課題の異なる企業に対して、画一的な施策を提供することがないよう留意が必要。 |

【企業と保険者が複数集まる理由】

- 主に**スケールメリットが中心**。予防対象者（従業員）を多数集めることで、介入が行いやすくなり予防の効率的な推進が行える。
- 総合健保や協会けんぽ加入の中小企業等は、単体では②・③・④との協力が難しいが、複数集まることでスケールメリットにより協力が可能となる。
- 規模の大きな企業と単一健保は、他の企業や保険者と連携しなくともスケールが大きいので、②・③・④との協力を推進することで予防の効率的な推進等が見込まれる。
- データヘルス事業者等は、地域と職域の協力を通じてより多くのデータが集まることから、事業化の可能性が高まると期待でき、協力モデルへの参画が進む。

コラボ-コラボヘルスのモデル 概要図と論点

- p19の協力モデルの概要を機能別に図示すると以下のとおり。
- このモデルを推進する上で大きく分けて**3つの論点**が考えられる。



【論点】

- A** : 共有可能なデータ範囲、ルールは何か
- B** : 効果的な指標や介入手法を検討する際、留意点はあるか
- C** : 事業者は他企業へ解析結果をもとに事業が展開できるか

1. 職域の健康投資の促進

③健康経営の資本市場からの評価について

健康経営の資本市場からの評価について

- 健康経営が資本市場で評価されるためには、企業側、投資家側それぞれに対する取り組みを同時に行っていくことが必要。
- 健康投資の見える化の議論においても企業向けの開示方針を明確化していく。
- また、健康経営銘柄企業に対しても、アンバサダー的な役割として、投資家に対する情報発信を期待したい。

企業が取り組む事項 (案)

【開示内容】

- 健康経営実施の方針、具体的な取組、成果を一連のストーリーとして語る事が重要。ストーリーの中で中長期的な成長・企業価値向上に結び付ける。
- 開示にあたっては「健康経営」単独で示す必要は無く、企業の持続的な成長、ESG投資の中の取組の1つであるというような、企業価値全体とのバランスで位置付けていく。

【開示媒体】

- 「統合報告書」「CSR報告書」などをはじめ、「企業HP」や「投資家用説明資料」でも開示することで多くの投資家・ステークホルダーに認知されるようにしていく。

健康経営に対する相互理解の促進

投資家が取り組む事項 (案)

- 投資家が興味・関心のある内容について、積極的に提示し、開示を求める活動を行うことで企業の情報開示を促していく。
- 健康経営によるリスクの低減と成長機会の獲得を認識する。
- 企業が定期的の開示している内容に目を配っていく。

今後取り組む事項

- ① 投資家が求める開示情報を把握
- ② 投資家が興味を示すようなエビデンス (ex, 健康経営と業績との連動) の構築
- ③ 企業向けに開示方針を明確化/健康経営ガイドブックの改定
- ④ 投資家向けの健康経営PR活動

1. 職域の健康投資の促進

④健康経営をマネジメントする主体の
マネジメント業務の品質向上について

健康経営をマネジメントする主体のマネジメント業務の品質向上について

- 主に大企業における健康経営の更なる普及と質の向上のため、現在健康経営をマネジメントする主体のマネジメント業務の品質向上について取組を検討中。来年3月までに方向性を示す。
- 健康経営をマネジメントする商品・サービスのうち、近年健康経営をマネジメントする主体の参入企業が拡大している。こうした企業の状況を把握し、健康経営をマネジメントする主体のあるべき姿の素案を取りまとめ、マネジメント業務の品質向上に向けた自主的な事業環境の整備を行っていくことを促す。
- こうしたマネジメント主体が中核となることで、健康経営を支えるサービス等による企業経営等への効果やインパクトについて評価・分析を行う実証フィールドの場の醸成や、健康経営に取り組む企業や保険者への効率的な事業展開などが期待される。

健康経営をマネジメントする主体とは(案)

健康経営において、企業・団体等が健康経営を実践するうえで、健康経営に対する知識、実践ノウハウ等を有し、企業・団体等の健康経営実践に向けた課題等を把握した上で、健康経営施策の企画・立案から、体制整備、施策実施、評価・改善の各プロセスにおいて、適切な支援を実施する事業者。

健康経営をマネジメントする主体のあるべき姿(案)

- 健康経営が日本の企業価値向上に向けた取り組みであることを自覚し、真摯に健康経営普及・拡大に取り組むこと。
- 健康経営全般に関する知見・ノウハウ、具体的な実践手法等の理解を有すること。
- 企業経営者等が有する経営課題を把握し、健康経営を通じた経営課題解決を共に共有すること。
- 健康経営を通して従業員自身が健康に生き生き働くことができる環境づくりを支援、企業等の持続的な発展を共に目指すこと。
- 健康経営のPDCAサイクルを理解し、健康経営施策の質向上に向けて具体的な支援や提案等を実施すること。
- 企業等からの求めの有無によらず、健康経営優良法人等の認定取得のみを目的とした支援は行わないことが望ましい。
- 健康経営コンサルティング事業者が有する健康経営に資する各種サービス導入のみを目的とした支援は行わないことが望ましい。
- 健康経営に関する国の施策の動向や、健康経営実践手法等の理解・習得等に努め、さらなる健康経営コンサルティングの質向上に向けた自己研鑽に励むこと。

2. 予防・健康づくりのインセンティブ

<年金>

- ①受給開始時期の弾力化のあり方
- ②厚生年金(被用者保険)の適用範囲のあり方(中小企業の生産性向上への支援)
- ③在職老齢年金制度のあり方(就労意欲への影響、年金財政への影響、就労可能でない者との公平性)

<労働>

- ①70歳までの就業機会確保についての法制のあり方
(多様なニーズに対応し得る環境整備、同一労働同一賃金の実施や安全・健康の確保等の土台作り、リカレント教育の促進、労働者のキャリア意識の醸成等)
- ②大企業に対する中途採用・経験者採用比率の情報公開関連法制のあり方
- ③兼業・副業を進める上での課題のあり方、労働時間管理のあり方
- ④フリーランスなど、雇用によらない働き方の保護のあり方

<医療>

- ①大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度のあり方
(後期高齢者の自己負担割合のあり方、外来受診時の定額負担のあり方、市販品類似薬の保険上の取扱い)
- ②医療提供体制の改革

<予防・介護>

- ①保険者インセンティブの強化、データ利活用、健康経営等を通じた健康寿命の延伸のあり方
- ②介護現場の生産性向上支援のあり方、介護従事者の確保のあり方

3. 地域・職域連携の推進

⇒厚生労働省健康局説明資料（資料7）にて説明

その他、以下についても次回2020年3月開催予定の健康投資WGにおいて議論すべきものと認識。

- ✓ 日本健康会議の今後の方向性について
- ✓ 健康スコアリングについて
- ✓ 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）の見直しとの関連性について
- ✓ 全世代型社会保障検討会議の議論を踏まえた保険者インセンティブ等の今後の施策について

本日の論点

- 本日はアクションプラン2020の策定に向けて、事務局が示す方向性や、今回触れては
いないものの重要である事項についてもぜひご議論させていただきたい。

① アクションプラン2020の策定に向けた方向性について

- 今回事務局より示した方向性に関してご意見をいただきたい。また、事務局の示す方向性よりもよりよい方向性はないか。
- 特に重点をおくべき事項はないか。

② 今回触れていない事項について

- 今回事務局より示していない事項だが、アクションプランに入れ込むべきものはないか。
- 日本健康会議、健保組合や協会けんぽ等保険者、商工会議所等経済団体、その他関係団体においてアクションプランに入れ込みたいことがあれば3月の次回健康投資WGまでにご提案いただきたい。